

日之影町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日之影町内に賃貸住宅を建設する者（以下「住宅建設者」という。）に対して、建設費用の一部を補助することにより、民間賃貸住宅の建設を促進し、町民の住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的に補助金を交付するものとし、補助金の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和44年日之影町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「賃貸住宅」とは、賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令（以下「建築基準法等」という。）の基準に適合するものであること。
- (2) 新築の戸建て又は共同住宅であること。
- (3) 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所及び給湯設備が設置されていること。
- (4) 住戸1戸当たり専用駐車スペースが1台分以上確保されていること。
- (5) 組立式仮設住宅でないもの

(交付対象)

第3条 補助金の対象となる住宅建設者は、賃貸住宅を建設する個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 戸建て3戸以上又は1棟あたり3戸以上の共同住宅の賃貸住宅を建設する者
- (2) 町税、使用料、手数料、分担金その他本町に対する債務を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者

2 補助金の対象となる賃貸住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助事業が完了した日から10年間（以下「管理期間」という。）、賃貸住宅に供すること。
- (2) 個人が建設する賃貸住宅にあつては、当該個人又は当該個人の1親等以内の親族を入居させるためのものでないこと。
- (3) 法人が建設する賃貸住宅にあつては、当該法人の役員及び当該役員の1親等以内の親族を入居させるためのものでないこと。
- (4) 公共事業等により補償を受けて新築するものでないもの

(補助金の交付の額)

第4条 補助金の交付の額は、次に定める額を交付する。

- (1) 町内に住所を有する事業者により賃貸住宅を新築する場合は、戸建て住宅の専用

面積、共同住宅の場合は、1戸当たりの専用面積（ただし、共同住宅で当該住宅を管理する者が専用する面積、地下物置、車庫その他居住の主たる用途に供されない面積及び本屋から独立した建物等を除く。以下同じ。）に、1平方メートル当たり20,000円を乗じた額とし、1戸当たり100万円を限度とする。ただし、算出した額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (2) 町外建設業者が施行する場合は、前項に定める金額に4/5を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(事前協議)

第5条 住宅建設者は、計画した民間賃貸住宅の整備内容について、日之影町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付申請に係る事前協議書（様式第1号）に次の書類を添えて、建築基準法等の建築工事届（以下「建築工事届」という。）の提出前に、町長に対して事前に協議しなければならない。

- (1) 建物の位置図
- (2) 建物の配置図
- (3) 建物の平面図、立面図
- (4) 建物の設備仕様書
- (5) 延べ床面積求積図（補助金算定基礎求積図）
- (6) 建物の工事費内訳見積書

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、新築しようとする新規民間賃貸住宅に係る建築工事届を提出した日から原則として40日以内に、日之影町賃貸住宅建設促進事業補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 日之影町民間賃貸住宅建設促進事業計画書（様式第3号）
- (2) 建物の位置図
- (3) 建物の配置図
- (4) 建物の平面図、立面図
- (5) 建物の設備仕様書
- (6) 延べ床面積求積図（補助金算定基礎求積図）
- (7) 建物の工事費内訳見積書
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定に基づく補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の可否について、日之影町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

3 賃貸住宅建設の工事着手については、前項に定める交付決定後でなければならない。

(決定内容の変更及び変更承認等)

第7条 前条第3項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金交付決定通知を受けたのち、当該申請に係る内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、日之影町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付内容変更申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく変更申請があったときは、その内容を審査し、変更承認の可否について、日之影町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付内容変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工時の確認等)

第8条 町長は、当該事業を適正に遂行するため、賃貸住宅の建設工事の状況等を関係職員により施工の現場において確認又は指導することができる。

2 補助事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、町から要求があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、民間賃貸住宅建設促進事業が完了したとき、又は第7条第1項の規程による民間賃貸住宅建設促進事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに日之影町民間賃貸住宅建設促進事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、当該交付決定を受けた年度の末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 日之影町民間賃貸住宅建設促進事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 建物完成図
- (3) 完成写真（外観・各室内観・屋外附帯設備）
- (4) 建物の表示登記による登記事項証明書（写）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、日之影町民間賃貸住宅建設促進事業の成果が、当該補助金の交付決定内容及びこれに付した諸条件に適合すると認めるときは、当該補助金の交付額を確定し日之影町民間賃貸住宅建設促進補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付確定後、補助事業者からの日之影町民間賃貸住宅建設促進事業補助金請求書（様式第10号）による請求に基づき、当該補助金を交付するものとする。

(努力義務)

第11条 補助事業者は、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で

快適な賃貸住宅を整備するよう努めるものとする。

(補助金の取り消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、日之影町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付額の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を受領してから、管理期間中に賃貸住宅を他の用途に変更したとき。ただし、町長が用途変更を認めたときは、この限りでない。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 第7条の規定により補助事業を中止若しくは廃止の申請を町長が承認したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条第1号から第3号までの規定に基づき、民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付額の全部又は一部を取り消した場合は、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(地位の承継)

第14条 補助事業者が管理期間中において、次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める者が地位承継承認申請書(様式第11号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 個人である補助事業者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人である補助事業者が合併等をした場合 合併等により設立された法人
- (3) 補助事業者が賃貸住宅を譲渡した場合 その譲受人

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により補助金の交付の決定を受けたものについては、同日後も、補助金交付に係る第7条から第14条までの規定については、なおその効力を有する。